

私立学校外国語指導助手活用事業費補助金交付要綱

平成27年4月1日
27生私振第80号
生活文化局長決定
一部改正
平成28年6月20日
28生私振第501号
一部改正
令和2年8月17日
2生私振第756号
一部改正
令和3年4月15日
3生私振第219号
一部改正
令和3年9月3日
3生私振第959号

第1 趣旨

公益財団法人東京都私学財団（以下「財団」という。）が行う私立学校外国語指導助手活用事業費助成事業に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

第2 目的

この補助金は、総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会（以下「CLAIR」という。）が実施する「語学指導等を行う外国青年招致事業」（英語名 The Japan Exchange and Teaching Programme 以下「JET プログラム」という。）の参加者（以下「プログラム参加者」という。）を採用する都内の私立中学校及び高等学校の設置者（以下「学校法人」という。）が採用等に伴い要する経費の一部を財団に対し補助することにより、私立学校における外国語教育の充実を図ることを目的とする。

第3 交付対象

補助金の交付対象となる者は、財団とする。

第4 補助金の額及び交付対象経費

- 1 補助金の交付対象とする経費は、財団が行う私立学校外国語指導助手活用事業費助成事業に要する経費とし、予算の範囲内で措置する。
- 2 補助対象となる費目は、別表1に定めるとおりとする。ただし、新型コロナウイルス感染症の

影響により、プログラム参加者の採用に支障が生じた場合に要する経費については、別表2に定めるとおりとする。

第5 交付申請書の提出

財団は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記第1号様式）に別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

第6 交付の決定及び通知

知事は、第5に規定する補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、その決定の内容及び交付の条件を財団に対して通知する。

第7 申請の撤回

知事は、補助金の交付の決定に際しては、交付決定の内容又はこれに付けた条件に異議がある場合は、当該決定通知の受領の日から14日以内に申請の撤回をすることができる旨を財団に対して通知する。

第8 交付の方法

補助金の交付は、原則として8月及び3月に概算払の方法により行う。

第9 交付の条件

補助金の交付の決定に当たっては、次に掲げる条件を付すものとする。

- 1 補助金は、補助対象事業に要する経費に使用し、他の目的に使用してはならないこと。
- 2 補助対象事業は、会計年度ごとに4月1日から翌年3月31日までに完了しなければならないこと。
- 3 補助対象事業に係る関係書類を整備し、会計年度終了後5年間保管すること。
- 4 知事が東京都職員に、3に規定する書類を調査させた場合又は補助対象事業について報告を命じさせた場合は、これに応ずること。
- 5 補助事業の遂行に当たって知り得た事実を、みだりに他に漏らしてはならないこと。
- 6 第5又は第10の規定により提出した書類の内容に錯誤があることが判明した場合は、速やかにその内容について文書により知事に報告しなければならないこと。

第10 実績報告書の提出

財団は、補助対象事業が完了したときは、実績報告書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

第11 補助金の額の確定

知事は、第10の規定による実績報告書が提出されたときは、当該報告書の内容を審査の上、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、財団に通知する。

第12 交付決定の取消し

- 1 知事は、交付の決定を受けた財団が次の各一のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。
 - (3) この補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) この要綱に基づく知事の処分又は指示に違反したとき。

- (5) 第5又は第10の規定により提出した書類に、不実の記載があったとき。
- (6) 第9～6に規定する報告を受けたとき。
- (7) その他やむを得ないと認められる特別な事情が生じたとき。

2 1の規定は、補助金の額の確定後においても適用があるものとする。

第13 補助金の返還

- 1 知事が、第12の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、財団は、知事が指定する期日までに、当該取消額を返還しなければならない。
- 2 知事が、第11の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも、また同様とする。

第14 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が、第12～1(1)から(5)までの規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、財団は、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 知事が、財団に対し補助金の返還を命じた場合において、財団がこれを納期日までに納付しなかったときは、財団は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第15 財産の管理等

財団は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

第16 財産処分の制限

- 1 財団は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定めた期間内においては、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- 2 1の場合において、知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を東京都に納付させることができる。

第17 留意事項

補助対象事業の実施に当たっては、必要に応じ、東京都と協議すること。

第18 補 則

補助金の取扱いに関する細目については、財団において別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度の補助金から適用する。ただし、要綱第4のただし書及び別表2については、令和2年9月1日から令和3年3月31日までの適用とする。

附 則

この要綱は、令和3年度の補助金から適用する。ただし、要綱第4のただし書及び別表2については、令和3年4月1日から令和3年9月30日までの適用とする。

附 則

この要綱は、令和3年9月3日から施行し、同年4月1日から適用する。ただし、要綱第4のただし書及び別表2については、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの適用とする。

別表1

分類	費目
事業費 (学校 法人負 担額)	プログラム参加者の来日に要する渡航費
	JET プログラム実施に係る CLAIR 特別会費
	プログラム参加者の加入する傷害保険料負担金
	プログラム参加者のオリエンテーション参加に要する交通費及び宿泊費
	プログラム参加者の採用に伴い学校法人が負担する次の経費 給与 健康保険料 厚生年金保険料 雇用保険料 労働者災害補償保険料 一般拠出金 児童手当拠出金 通勤手当
	プログラム参加者に指導力等向上研修を受講させるための出張経費
	JET プログラム期間満了に伴い、プログラム参加者が帰国する際に要する渡航費及び交通費
	指導力等向上研修等、プログラム参加者に参加が義務付けられている研修の開催に必要な経費
	事業費以外の、私立学校外国語指導助手活用事業費助成事業の実施に必要な経費(人件費・財産取 得費を含む。)の合算額
事務費	

別表2

対象経費	補助上限額	助成対象期間
プログラム参加者を採用するまでの代替要員として、外部の外国語指導助手を採用又は手配した際に要する経費	1校につき月額 28万円とする。 (ただし、実際に要した額が月額 28万円未満である場合は、その額)	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで